

平成31年度第1回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：2019年4月18日（木）午前10時開会
場 所：WEST 19 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成31年度第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、冒頭の司会を務めさせていただきます札幌市保健所食の安全推進課長の伊東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これよりの進行は、失礼ながら着座にて進めさせていただきます。

さて、この会議でございますが、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づきまして、市長の附属機関として設置されたものでございます。

本日は、今年度、第1回目の会議でございます。

また、本日の終了時刻は11時を予定しておりますので、皆様方、何とぞご協力をお願いいたします。

続いて、委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。

本会議は、規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。

ただいまご出席の委員の皆様方は11名でございます。委員総数16名の過半数に達しており、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日、あいにくご欠席の方々でございますが、公益社団法人北海道栄養士会の小山委員、スイーツ王国さっぽろ推進協議会の土井委員、一般社団法人札幌市食品衛生協会の西本委員、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会の武藤委員、市民委員の小嶋委員、計5名の委員からご欠席の旨のご連絡をいただいているところでございます。

また、本日、事務局として関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、この会議の公開、非公開につきましては、この会議においてあらかじめ決定することとなっております。この会議につきましては、従前どおり公開とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、報道機関の方も後ほどお見えになるとご連絡いただいております。この会議の会議録も、先ほどの附属機関の要綱に従いまして、後日、そのまま札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご承知おきいただければと思います。

◎挨拶

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、札幌市保健福祉局医務監の矢野からご挨拶を申し上げます。

○矢野保健福祉局医務監 札幌市保健福祉局医務監の矢野でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから、札幌市の食品衛生行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の会議は、今年度の第1回目で、5月1日に改元されますので、平成最後の推進会議となります。昨年度の推進会議の中で、来年度よりスタートいたします次期の推進計画の構成等について、委員の皆様からご意見をいただいておりますが、このたび、次期の推進計画の素案を取りまとめましたので、委員の皆様からご意見を賜りたく、本日、諮問させていただきます。

次期の推進計画につきましては、これまで実施してまいりました現行の推進計画に基づく取り組みに加えまして、昨今の食を取り巻く社会情勢や市民ニーズに対応した新たな施策も盛り込みまして、市民、事業者、そして、札幌市が連携・協働し、安全・安心な食のまち・さっぽろを目指すために、強化、充実させた内容にしていきたいと考えております。

また、皆様ご承知のとおり、昨年6月には、食品衛生法が15年ぶりに大改正され、HACCPが制度化されるなど、食の安全・安心にかかわる取り組みの大きな転換期となっております。次期の推進計画の中では、これらにかかわる取り組みについても推進してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、ぜひ、それぞれのお立場から積極的なご発言をいただきまして、活発な議論の上、答申を取りまとめていただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 諮 問

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、議事を始める前に、諮問を行わせていただきます。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づき、札幌市長から諮問させていただくものでございます。

市長にかわりまして、医務監が手交いたします。

池田会長、恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

○矢野保健福祉局医務監 それでは、諮問をさせていただきます。

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議。

会長池田隆幸様。

札幌市長秋元克広。

諮問。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例第27条第2項の規定に基づき、本市の食の安全・安心確保に関する施策に関わる下記の事項について諮問いたします。

記。

諮問事項。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく第2次推進計画案について。
どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 承りました。よろしくお願いいたします。

[諮問書の手交]

○事務局（伊東食の安全推進課長） ありがとうございます。
池田会長、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

◎配付資料の確認

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは次に、本日の資料を確認させていただきたいと思えます。

不足等がありましたら事務局にお知らせいただきたいと思いますが、皆様方のお手元にお配りした資料としまして、A4判1枚物で配付資料一覧がございます。次に、会議の次第、3枚目に座席表、そして、推進会議の委員名簿がそれぞれ1枚物であろうかと思えます。

あわせて、左上をホチキス止めしておりますが、関係法規としまして、札幌市安全・安心な食のまち推進条例と施行規則がセットになったものがございます。それから、これから会議資料として使うものでございますが、A3判カラー刷りの右上に資料1と書いている推進計画の素案でございます。次に、資料2ということで、A4判のホチキス止めをしていますのが、推進計画素案の本書、本文になっております。最後に、右上に資料3と書かせていただいていますホチキス止めの2枚物の推進計画素案への意見、質問を取りまとめさせていただいたものを本日の資料1から3ということでご用意させていただいております。あわせて、参考資料でございますが、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画という現計画の概要版と、一回り小さいパンフレットの「Kitchen Mail No. 45」、最後に、A4判カラーの1枚物の「春の山菜展」というチラシを用意させていただいています。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここから議事に入らせていただきます。

ご発言の際は、恐縮でございますが、挙手の上、お近くのマイクをご使用願います。

また、これ以降の会議の進行につきましては、池田会長にお願いしたいと存じますので、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 会長を仰せつかっております池田でございます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

座って議事を進めさせていただきます。

それでは、本日の議題は、（1）（仮称）第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進

計画素案について、(2) その他となっております。

それでは、議題(1)の(仮称)第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画素案について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、事前に各委員宛てに募集しておりました意見、質問等につきましても、事務局から説明をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局(川西調整担当係長) 食の安全推進課調整担当係長の川西でございます。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

私から、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画素案についてご説明させていただきます。

申しわけございませんが、座ってご説明させていただきます。

お配りしております資料1は、皆様に既にお配りしている資料2の素案の冊子と同じものでございますが、そちらをA3判裏表で概要版として取りまとめたものでございます。皆様には既に目を通していただいているものかと思いますが、こちらに沿って、再度、素案についてご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、どうしてもボリュームが多いということで、まず、資料1の表面から順に説明をさせていただきます。

まず、資料1の表面の第1章と左上に記載をされているA3判のカラーの資料をごらんください。

こちらは現行の計画ということで、平成31年度末、今年度末までの計画として既に運用している計画でございます。

こちらにつきましては、平成25年4月から、市民、観光客等の健康を保護し、安全・安心な食のまち・さっぽろを実現するための条例ということで、札幌市安全・安心な食のまち推進条例を施行しておりまして、その条例に基づいて策定している計画でございます。

こちらの計画では、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定することと条例で規定されているものでございます。

こちらに沿って各種施策を展開しておりまして、さかのぼる昨年度の推進会議でも、進捗状況等について委員の皆様にご報告をさせていただいているところでございます。

しかしながら、こちらの計画に基づいて、引き続き、安全・安心な食のまち・さっぽろを目指そうということから、平成32年度、令和で言いますと令和2年度から5年間の計画を策定して、引き続き、各種施策を展開していこうということで、第2次計画を策定するという位置づけとなっております。

また、本計画の位置づけにつきましては、2番の図のとおりとなっております。

計画年度につきましても、来年度からの5年間、推進体制や進行管理については、現行の計画のとおりとなっております。

第2章といたしまして、基本理念、目指す都市像、そして、基本方針の部分についてご

説明させていただきます。

そもそもこちらの計画では、条例で定めております左下の1に書かれている基本理念に沿って事業を展開していくこととしております。

また、右上の目指す都市像、安全・安心な食のまち・さっぽろがどういう状態かというところでございますが、右上に書かれているような状態を実現することが計画ないし条例の目的となっております。

また、条例や計画に基づいて各種施策を展開する上では、2番にございます基本方針は、これまでの事業の展開のご報告などの際にたびたびご説明をさせていただいているところでございますが、我々の食品衛生法に基づく行政の規制という部分がこれまでの食の安全確保の最たるものでございましたけれども、そこをあわせて、市民、事業者、札幌市による連携・協働を両輪に例えて施策を展開していこうという方針でございまして、こちらは、引き続き、第2次計画においても基本方針として据えているものでございます。

第3章では、現行で運用している計画の状況はどうだったかということについて触れております。

一つ目としましては、現行の計画の概要と取り組みということで、基本施策1から6までを掲げて、それぞれ右に記載しているような事業を主に展開しているところでございます。規制行政ということで、食品衛生法に基づく規制という部分でございましたら、生産から販売までのフードチェーンの安全確保という部分での事業の色が濃いものとなっております。

また、事業等を展開する上では、事業者、市民、札幌市の連携・協働が必須ということもございまして、施策5であれば、相互理解の促進ということで、それぞれの立場のそれぞれの取り組み、考えをすり合わせて相互理解を深めていくことで、連携・協働の輪を広げていこうといった事業を展開してきているところでございます。

2番目としましては、現行の計画で掲げている指標の達成状況でございます。

こちらは、現時点では素案ということで、2018年度末の数字を掲載させていただいております。実際の第2次計画を策定する際には、実績値の部分については、最新の情報に更新したもので策定をする予定としております。現行の資料の中では、2018年度末、3月末の状況を掲載させていただいております。

こちらについては、全部で7項目ございますが、そちらの中で達成見込みのものもあれば、現状では数字が届いていない項目もある状況でございます。

3番目としましては、各種施策を展開しているところでございますが、実際の現行の計画として評価できるポイントとしましては、それぞれイベント等を含めまして、参加者の満足度が高いと。また、食の安全・安心への関心も高まっている状況ではございまして、リスクコミュニケーション、相互理解の部分については推進が図られてきているという部分を一定の評価ポイントとして、素案にも掲載させていただいております。

表面につきましては、これまでも現行の計画で行ってきた振り返りと同じような内容で

ございますので、一旦、このあたりということでご説明させていただきました。

続きまして、資料3でございますが、表面の部分でご説明させていただいたところに関連するご質問、ご意見をご紹介させていただきます。

まず、第1章の1の計画策定の経過という部分と、2の計画の位置づけとなっている項目についてです。

それぞれ文言の部分でございますが、表現が適切ではない、もしくは、図が適切ではないのではないかとのご意見をいただいております。

また、第3章の前計画の取り組みと評価に係る部分につきましては、2の前計画の指標の達成状況に係る項目ということで、チ・カ・ホで開催している食まちフェスタにご参加いただいたということで、とてもよいイベントだったというご意見をいただいていたところでございます。

表面の部分につきまして、事務局からは以上となります。

○池田会長 ありがとうございます。

まず、ただいまの説明について、何か質問等がありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 もしないようであれば、資料3のご質問、ご意見をいただいた部分ですが、1ページと2ページについては、文言の修正ということと、一番下の10ページについてはご意見ということで伺っております。

まず、1ページ目と2ページ目のご意見について、文言の修正をしたほうが良いということでございますが、ご意見があればいかがでしょうか。

○牧口委員 私も何点か意見を出させていただいたのですが、これに対してどのように対応して、そちらの考えとしてはどうなのかということがないと、こういうものがありましたよというだけで終わってしまうのか、どのように反映されるのかということを疑問に思いました。

○池田会長 この委員の中で、このとおりだなというのであれば、もちろん市にお願いをして、文言の訂正をいただく形にしたいと思います。

○牧口委員 これでいただいたのは、資料1ではなくて、資料2ですね。

○池田会長 そうです。

○牧口委員 ですから、これは私が指摘したのですけれども、恐らく、資料1の中では読み取れないかなという感じがします。概念図はいいと思うのですが、最初の1ページ目の指摘については、資料2の厚い冊子の素案の中の文章として、表現としていかがかなというところがあったものですから、そういう指摘でございます。

○池田会長 食の安全・安心に対する市民の関心は依然として高い状況にありますという下から2行目ですね。

○事務局(川西調整担当係長) 申しわけございません。私の資料の説明が不足しておりました。

資料3につきましては、資料2が皆様に意見照会という形でご提示させていただいている素案と同じものになります。意見照会の際には、素案のそれぞれ何ページのどこの部分かということ指定して、ご意見、ご質問等をいただいているものでございましたので、そちらを資料3のページとなっているところに反映させているものでございます。ですので、例えば、一つ目であれば、1ページ目の項目としては、1の計画策定の経過の(2)の文言の部分になります。

○池田会長 この指摘に従って、保健所で文言を訂正していただくということで、この辺についてはよろしいかなという気がするのですが、よろしいでしょうか。

○牧口委員 はい。

○大宮委員 今のお話の文言を修正したほうがよいというのはちょっと疑問ですが、なぜこれではいけないのかというご意見をいただけますか。

○牧口委員 資料2の1ページの(2)の下から2行目に書いてあるのですが、その前を読みますと、いろいろ問題があるということですね。例えば、食中毒事件、自然災害の多発など、相次いで食の安全・安心を脅かす事件・事故が発生しており、食の安全・安心に対する市民の関心は依然として高い状況にありますということですが、私としては、関心が高いというよりも、まだまだ課題があるのではないかとというほうが表現としていいのではないかと指摘をさせていただきました。こういういろいろな問題があるから、市民の食品衛生に対する関心が高いというのは、市民に対して「ちょっとどうかな」と文章を読んで感じたものですから、むしろ、素直に、まだまだ課題が多いと思われるというぐらゐの表現のほうがいかがかなという提案でございます。

○池田会長 ありがとうございます。課題が多く、関心が高いという形で両方併記してもいいかもしれませんが、まず、課題が多いということを明記してくださいということですよ。

○牧口委員 その他の課題が多いから関心が高いのだったらということなのかなということではないです。

○池田会長 要するに、課題が多いのと関心が高いのを並列みたいな形でも結構ですね。

○牧口委員 はい。

○池田会長 そういう形でお願いいたします。

それでは、続きまして、後半の部分のご説明をお願いしたいと思います。

○事務局(川西調整担当係長) それでは、引き続きまして、資料1の裏面を中心にご説明させていただきたいと思っております。

先ほどの説明の際に、資料2のどこからどこまでが資料1の表面かというところが抜けておまして、申しわけございませんでした。

表面につきましては、資料2の素案の1ページ目から10ページ目までを反映させた内容となっております。

裏面につきましては、資料2の素案の11ページ目以降に内容をまとめております。

裏面の4の社会的な背景と左上にある部分から説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、表面で示したように、前計画についてはこのような形で実施してきましたというところまでご説明をさせていただきました。そして、実際に計画を運用している際にどういったことが起きていたのかというところについて、4番と5番の部分でご説明をさせていただきます。

まずは、社会的な背景という部分になります。

こちらは、基本的には、厚生労働省を中心とした動きになりますが、まずは、国における食の安全確保に係る動向です。こちらの中の最も大きな部分ということで、医務監のご挨拶にもございましたが、食品衛生法が大きく改正をされ、HACCP制度化などが法定化されているという部分が食の安全を取り巻く状況としては最も大きな事項と捉えております。

また、前計画の中でも触れておりましたが、食品表示法に基づく部分も大きな動きがあったということで掲げております。

2番目としまして、近年の食中毒事件とその傾向ということで、資料2の13ページから記載をさせていただきます。ここについては、これまでも、やはり件数、患者数も多かったカンピロバクター、ノロウイルスといった事件が頻発しております。それ以外に、この計画期間内で特に目立ったものとして、アニサキスの関係の食中毒で、当然、患者数は少ないものではございますが、件数としては、近年頻発しているということで、この傾向の中の一つということで新たに追加している事項でございます。

続いて、HACCPの制度化についても触れておりますが、こちらは国の動き等を記載しているだけの内容となりますので、まとめ資料からは落としているものでございます。

四つ目としましては、自然災害の頻発ということで、こちらは、前計画の範囲内、今年度までのさかのぼること5年間の中で、熊本での地震とか、札幌市でもブラックアウトということで皆様も大変なご経験をされたと思いますが、北海道胆振東部地震、そのほかにも、西日本の豪雨災害といった自然災害が多く発生しております、それに係る食の安全確保という部分にも注力していく必要があるのではないかとということで、次期の計画の素案の中では項目として掲載しているものでございます。

5番目としましては、社会的な動きにさらにもう少し踏み込んで、札幌市の状況と今後の課題を掲載しております。

項目としては、市民相談の件数ということで、市民が食に関心のある項目や、実際の件数がどうかというところを素案にも掲載しております。

それ以外の部分としまして、意識調査の関係は、これまでの会議でもご報告をさせていただきましたが、こちらの部分をまとめ資料の中では特出しということで掲載させていただきます。

一つ目としましては、市民意識調査の結果ということで、札幌市の不足する取り組みの中では、市民の側から見て、わかりやすい情報の提供が不足しているという結果が出てお

りまして、こちらが一つの課題であるということで、現計画の中にも掲載しております。

また、市民の関心のある事項ですとか、推進計画の現計画の指標の一つにもしております食の安全性の知識があると考えている市民の回答割合の現状についても、市民意識の状況ということで掲載させていただいております。

そのほか、事業者の自主衛生管理の推進のための取り組みということで、こちらは事業者に対して普及推進をしているところですが、実際に市民から見てどのように認知されているのかという部分が次期計画の施策展開をする上で必要な情報ということで、素案の中に反映させているものでございます。

続いて、2月の会議でもご報告させていただきました事業者の意識の部分でございます。こちらについても同様に、対事業者に対するわかりやすい情報の提供が不足しているという結果が出ている旨を掲載しております。

また、札幌市に発信してほしい情報の項目や、市民への認知度という部分も見ている事業者の自主衛生管理の推進のための項目がどういう状況かという部分について掲載させていただいているところでございます。

最後に、目指す都市像は、表面の部分にも掲載させていただいておりますが、単に安全・安心を普及するだけではなくて、札幌の食の付加価値の向上につながるという部分を目指している条例でございますので、実際に食産業、観光の状況がどうかという部分を項目立てして、同様に掲載させていただいているところでございます。こちらは、観光部局で、毎年度、来札の観光客のMK調査をやっておりまして、そこからの情報をピックアップして掲載している中身としております。重立った部分としましては、来札の目的は、やはりおいしいものを食べるというところが一番大きいということ、また、オータムフェスト等のイベントを活用して札幌の食の魅力を発信するというので、札幌市が展開しているものでございます。

このような社会的な背景、札幌市を取り巻く現状と今後の課題をご説明させていただきたいと思っております。

ページとしましては、資料2の24ページの部分でございます。

4番、5番の部分で、前計画の中で、社会背景とか札幌市を取り巻く現状等について問題点のピックアップ等をして、その上で、第2次計画の中でどういった部分を課題として挙げていくかということに掲載しているものでございます。

重立ったものとして、こちらに掲載しているものが、①として、法改正への対応でございます。いわゆる食品衛生法の改正への対応ということで、HACCPに沿った衛生管理の制度化を初めとして、昨年6月に法改正が行われておりますので、そちらへの対応という部分を課題の一つとして掲げております。

②として、社会的な背景の部分でも触れましたが、自然災害が頻発しておりますので、そちらへの対応でございます。

③として、意識調査の中で判明してきておりましたわかりやすい情報の提供をより一層

強化していくという部分を課題に挙げています。

最後に、④として、食の安全・安心の確保による札幌の食のブランド力の向上ということで、札幌の食に安全、安心の付加価値をつけていく上で、ブランド力を向上させようという部分を課題の一つということで、次期の中では、課題として4項目を掲げさせていただいております。

そちらを踏まえまして、第4章では、個別の施策の展開ということで、それぞれの関係部局を含めた施策について、資料2の25ページから掲載させていただいております。

資料1の左下に指標の設定(案)ということで掲載させていただいておりますが、こちらは、それぞれの施策のご説明をした後に、再度ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、各種施策をそれぞれご説明というところではございますが、項目がかなり多ので、第2次計画の中で、新規なり強化なりということで、重立った事業についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1の裏面の右側の施策の展開をごらんください。

まず、それぞれ各種施策を展開する上で、前計画では、柱を2本掲げて、2本それぞれではなく、2本を立てつつも、その下に六つの施策があるという構図ではあったのですが、立てた柱にそれぞれの施策が紐づかないような見え方をする構造でございましたので、少しわかりやすくするため、柱の部分の組み直しをしております。施策の数の六つは変えていませんが、施策の柱の一つとしまして、誰もが食の安全の確保の主役となる街ということで、市民、事業者、札幌市のそれぞれがそれぞれの役割、責務を果たすためにさまざまな事業を展開していく、その結果として、それぞれがまちづくりの主役になっていただくというまとめ方で、施策1から4までまとめております。

柱の2として、安全を確保した結果として、安心ができる、そういったことで食の魅力があふれている、そういったまちづくりに寄与する施策ということで、柱の2の基本施策の1と2の施策を掲げるような構成に変更しております。

その部分については、資料2の素案の中では、25ページ、26ページの個別の施策の説明の前に、概要を掲載する形で説明させていただいております。

また、27ページに体系図も掲載させていただいております。

申しわけございませんが、素案の図として送付しているところで、基本施策1の施策の展開の3に食品表示法に基づく表示の徹底という項目を入れているのですが、27ページの図から落ちてしまっておりましたので、こちらは正しい図に修正させていただこうと思っております。

まず、基本施策1の部分からご説明をさせていただきます。

施策の展開1たしまして、各フードチェーンにおける安全確保の部分でございます。こちらは、基本的には、前計画に沿った内容を継続することにしております。それ以外に、法改正に伴って、これまで許可の対象ではなかった施設についても届け出をする必要が生じますので、そういった市内業者の把握、強化という部分を新規の項目として掲げており

ます。

施策の展開 3 としまして、食品表示法に基づく表示の徹底という項目を掲げております。こちらは、これまで項目の一つとして掲げてはいなかったのですが、来年度で加工食品の表示の猶予期間が終わって義務化されるというタイミングでもございますので、表示に力を入れていくということもあり、32 ページになりますが、表示法に基づく表示の徹底ということで項目を章立てしているものでございます。

最後に、施策の展開 4 ということで、大項目としましては、国、関係機関との連携という部分はそのままでございますが、法改正に伴って、広域連携協議会が国主導で立ち上がり、来週、実際に第 1 回の会議がございしますが、その部分との連携ということで、新規事項として追加しております。

基本施策 1 については、以上になります。

続いて、基本施策 2 でございます。

こちらは、事業者の自主的取り組みの促進の部分でございます。

こちらについては、これまで HACCP の導入を推進するという内容でございましたが、そちらが制度化されるということで、制度化による衛生管理を徹底するという中身に変えて追加しております。

そのほか、施策の展開 2、3 につきましては、現行で行っている計画の内容を継続するという想定で、それぞれ掲載させていただいております。

基本施策 2 については、以上になります。

続いて、基本施策 3 は、危機管理体制の強化・充実の部分でございます。

こちらについては、これまで施策の展開 1 から 3 まで項目を掲げておりましたが、施策の展開 4 ということで、災害発生時の食の安全確保対策という項目を新規に追加しております。

また、施策の展開 2 の自主回収報告制度の推進の部分ですが、こちら、法改正に伴いまして、今まで条例に基づいてやっていたものが法定化されることとなりますので、そこに対応する記載内容に変更しております。

基本施策 3 については、以上になります。

続いて、基本施策 4 は、食品等の安全性に関する学習の部分でございます。

こちらは、資料 2 の 41 ページからになっております。

こちらにつきましては、基本的には、施策の展開 1 から 3 までの部分は、これまでの前計画を継続する中身としております。44 ページに掲げております市民の自発的取り組みの促進の部分に、新たに食品ロスの関係事業との連携という項目を追加しております。

柱の 1 に係る事項については、以上になります。

続いて、柱の 2 に係る事項についてご説明をさせていただきます。

柱の 2 の基本施策 1 は、相互理解の促進についてです。

資料 2 では、45 ページからとなります。

こちら、基本的には、前計画で実施する内容を継続するものとしておりますが、例えば、施策の展開1の情報の発信のホームページや情報誌等による情報提供の部分では、これまでSNS、地デジ・データ放送等というものが、前計画の中では、例えば、アプリもそうですが、こういったものがまだない時期ではございましたので、こういったものもさらに活用するという事で事項として追加をしているものでございます。

資料2の46ページでございますが、新規事項としまして、(4)大型商業施設を活用した情報発信という項目も追加をさせていただいております。

施策の展開1については、以上になります。

施策の展開2から3については、特段の変更はございません。

施策の展開4の表示の普及啓発は、事業者の取り組みのところでも掲載していましたが、市民の側でもそういった知識を吸収していただきたいということで、表示の普及啓発についてもそのまま残す形としております。

また、地産地消に係る部分がこれまでであったのですが、そちらを次の基本施策2に移動させていただいております。

最後に、基本施策2でございます。

こちらは、これまでは、施策展開ということで、それぞれ章立てせずに個別の事業について掲載しておりましたが、それぞれトピックスの部分で章立てして、注力していくところがよりわかりやすくなるような構成に変更しております。

施策の展開1としましては、観光客向け施設、イベント対策を掲げております。こちらは、前計画でも掲載していましたが、章立てして注力するという事で、施策の展開の一つとして掲げております。こちらが資料2の48ページからの部分になります。

続いて、施策の展開2は、地産地消の推進ということで、どちらかという、ブランド力や食産業の振興という色が強いということで、内容は変えておりませんが、章立てをこちらに変更して掲載しております。

施策の展開3としまして、食のブランド力の向上でございます。こちらは、これまで、おもてなしの店推進事業という名称で掲載していたのみでございましたが、章立てして、同様におもてなしの店推進事業を掲載しております。

また、外国語対策の部分ということで、多言語対応等の部分について新たに項目を追加しております。こちらが49ページになります。

施策の展開4の中小企業への支援、施策の展開5の効果的な広報については、基本的には前計画で行っていたものを継続して実施する内容として掲載しているところでございます。

最後に、第2次計画の指標の案ということで、51ページに掲載させていただいております。資料1では、左下の部分に同様のものを掲載させていただいております。

指標の案ということで、こちらの事務局が策定したものでございますが、それぞれ柱の1と2にぶら下がる項目ということで、全部で9項目を掲げております。

柱の1では、食中毒に係る項目を新たに追加しております。

また、事業者の自主的な取り組みの部分ということで、実務講習会の受講率という項目を掲載しております。

なお、こちらは、法律上、事務化されるかどうかというがまだ未確定の状況ですので、それによって数値指標の部分が変わる可能性があるということで、精査中という形で掲載させていただいております。

四つ目として、現行の計画でもございます安全性に関する知識があると思う市民の割合の項目でございます。

最後に、市民の自発的な取り組みの一つを推進する指標として、食育ボランティア数を掲載しております。こちらは、第3次の食育推進計画の策定時の現状値と目標値を掲載させていただきます。

柱の二つ目としましては、安心、魅力が創出につながるような項目ということで、一つ目は、情報発信ということで、安全・安心情報のPRの延べ回数を掲載しております。

続いて、札幌の食のイメージを安全・安心と回答する割合も掲載して、新たに追加しております。

三つ目としまして、これまで監視指導に係る項目を掲載しておりませんでした。特に観光客向けの施設とか大型のイベントの監視件数ということで、新たに項目として追加しております。

また、前計画では指標にしておりませんでしたおもてなしの店の登録数も、引き続き、延べ件数ということで項目の一つに掲げていきたいと考えているところでございます。

また、柱の1の食中毒に係る部分については、こちらの資料をつくった段階で死亡者数をゼロ人と掲載しておりましたが、5年間でそれぞれゼロ人の目標という意味でありまして、実際には死亡者の現状値が1人となりますので、お手数ですが、そこをご修正をよろしくお願ひしたいと思います。

長くなってしまいましたが、以上でございます。

引き続き、資料3についていただいているご意見をご報告させていただきます。

資料3の5の札幌市の食を取り巻く現状と今後の課題の部分から見ていただければと思います。

まず、16ページで、札幌市の取り組みで不足していることに係る記載内容ということで、わかりやすい情報の提供で「わかりやすい」をつけた理由という部分と、「わかりやすい」と「適切な」を同じ意味で使っているのでしょうかというご質問をいただいております。

続いて、20ページで、市民の意識のところの食の安全性についての知識の有無に関するものでございます。こちらは、ご提案の形でございますが、学ぶ機会がないとの回答が多いため、義務教育の小・中学校に学習する機会があればよいのではないかとご意見をいただいております。

続いて、資料2の24ページでございます。

今後の課題で四つの項目を掲げている旨を先ほどご説明いたしました。そこにここにあるような市民の知識が不足している旨と、食中毒に係る部分を課題として加えるべきではないかという意見と、既に掲げているわかりやすい情報提供の推進のところで、こちら側の意図がわかりづらいというご意見をいただいております。

第3章までのところで、一旦、ご説明を終わらせていただきます。

○池田会長 全体の説明と5番目の札幌市の食を取り巻く現状と今後の課題についてのご意見、ご質問までご説明いただきました。

まず、今、推進計画の後半部分についてご説明をいただきましたが、その部分について質問がございましたらお願いいたします。

○牧口委員 資料1ですか。

○池田会長 そうです。資料2ですが、ご質問いただいているここにある部分については、後で一つずつご意見をいただこうかと思っています。

○牧口委員 戻って申しわけありません。

資料1の第3章の2の前計画の指標の達成状況の中で、上から三つ目の札幌市食品衛生管理認証制度のところ、基準値61件、実績値が2018年度末で318件、数値指標が2019年度で100件となっていますが、これは継続の分という意味ですか。恐らく、目標値はもっと上がるのかなという気がするのですが、この100件というところは、どういう意味かなと感じました。

○事務局（川西調整担当係長） 資料1の第3章の2の前計画の指標の達成状況に掲載させていただいているのは、平成31年度末までの目標値を掲げているものでございます。

さっぽろHACCPにつきましては、一度認証した後、一定の有効期間がございまして、それを継続していただいている事業者の数でございます。ですから、一旦認証したら5年間ずっと同じ数かという、そこが前後するものでございまして、現行の計画を策定する際には、100件を目標値として掲げていたものでございます。ただ、その後、さっぽろHACCPについては、本部認証制度を新たに創設しまして、施設数としては実績値が318件とかなり多い状況になってございまして、簡単に言うと、目標値をかなり大きく上回っている状況です。

○池田会長 ありがとうございます。

目標値をはるかに超える実績を上げたというご説明をいただきました。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 今なければ、後でも結構です。

まず、いただいておりますご意見、ご質問に進みたいと思います。

まず、16ページの「わかりやすい」とつけた理由と、「適切な」と同義ではないかという質問について、事務局から回答をお願いしたいと思います。

○事務局（川西調整担当係長） まず、16ページのところからご説明をさせていただきます。

ご質問いただいております16ページで、札幌市の食を取り巻く現状と今後の課題というところで掲げている（1）市民（消費者）の意識の中の②の札幌市の取り組みで不足していることに係る内容でございます。こちらは、そもそもの意識調査のときに、わかりやすい情報の提供が不足しているかどうかということ項目に掲げているのですが、なぜ「わかりやすい」を入れたのかということでございます。

こちらについては、正しい情報提供は当然のことでございますが、そちらが受け手側に伝わらないと情報提供としては適切ではないということで、理解しやすい情報提供イコールわかりやすい発信が必要不可欠であると考えて、意識調査の中では、回答項目として掲げております。

二つ目の「わかりやすい」と「適切な」は同義として整理してよいかということですが、こちらについては、理解しやすいという意味合いではございますが、適切と言うと正しい情報提供というニュアンスになるかと思うのですけれども、そこを同義として記載している意図はないので、記載内容としてはそういう意図はない書き振りにしております。

20ページの部分でいただいているご質問でございます。

④食の安全性についての知識の有無の市民意識調査の解説の部分でございます。

上から言うと、知識がないと回答した理由というグラフの下の文章の部分になります。

この中で学ぶ機会がないという回答が最も高いということで、義務教育の学習する機会があればよいと思うというご意見をいただいているところでございます。

こちらについては、42ページの個別の施策の部分ですが、（5）学校・保育所等における学習という項目の中で、所管課で食に関する情報発信をしており、その中で既に情報発信をしているというところなんです。あとは、同じ項目の中の41ページから始まるところで、子ども向け体験学習会の開催ということで、子ども食品Gメン体験事業を当課でも行っておりまして、こういった学習事業を活用して学習する機会の提供を推進してまいりたいと考えております。

○池田会長 ありがとうございます。

今の回答に対して、何かご質問があればお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 なければ、次に、24ページの今後の課題というところで項目が挙がっていますが、その中に、市民の食の安全性に関する知識が不足しているとか、平成30年の札幌市の食中毒が増加しており、食産業、各種イベントが増加していることもあって、それによる食中毒発生の可能性も考えられるという課題も挙げる必要があるのではないかとご指摘です。これについて、事務局からご意見や回答はございますか。

○事務局（伊東食の安全推進課長） この委員からのご意見につきましては、まさにその手前で食中毒の発生件数だとかを述べているにもかかわらず、その裏返しとしての課題認

識として欠落している部分もあろうかと思いましたが、今回の委員のご意見を踏まえまして、課題について、これらの視点も考慮しながら、再構築、再検討させていただければと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

私としましては、市民の食の安全性に関する知識が不足しているというのは、わかりやすい情報の推進の中に盛り込まれているのかなど。それから、食中毒の発生につきましては、当然のごとく、今後の課題というか、載せるまでもないところだったのかなという気がしておりますが、再考していただいて、きちっとわかりやすい形にさせていただければと思います。

それから、③わかりやすい情報提供の推進というところで、実践を推進していきましてという文言が3行目にあって、これは、推進してきましたではなくて、推進していきましてという真意が理解しにくいということがありましたが、ここはいかがでしょうか。

○事務局（川西調整担当係長） こちらについては、使い分けについて特段の意図があるものではありませんので、誤解のない表現に修正していく必要があると考えておりましたので、そのようにさせていただきたいと思えます。

○池田会長 推進していきましてとは余り使わないのですが、どちらかという、能動的にやっているという意図が強くて、推進していきましてと言うと、ちょっと受動的な感じがしました。私としては、ここに保健所の意気込みが少し感じられたので、もう一回ご検討いただいて、私はどちらでも結構だと思うのですが、どちらかという、「推進していきまして」のほうが使われていますので、少しやわらかい表現という意味でご検討いただければと思います。

それから、わかりやすい情報提供の推進の下については、先ほどの「わかりやすい」のところでご説明いただいたと思えますので、次に、第4章の施策の展開の質問にいきたいと思えます。

○事務局（川西調整担当係長） それでは、第4章に係る部分からご説明させていただきます。

29ページでございます。

（3）食中毒防止対策の①腸管出血性大腸菌及びカンピロバクター対策の部分と魚介類の寄生虫対策に係る部分で、スーパー等の販売コーナーの注意表示を徹底するなど、行政から具体的な注意表示内容を示して指導すべきと考えるという意見を一ついただいております。

また、30ページの（5）市内事業者の把握強化の部分は、新規として掲載させていただいているものでございます。こちらの具体的な事業者がどんなものか教えてほしいというご質問をいただいております。

一旦、以上です。

○池田会長 推進計画の中で具体的な注意表示内容を示すかどうかというところが、多分、

29ページのところにあると思いますが、そういう意味では、もう少しわかりやすく具体的なほうがいいかもしれないので、その辺は考えていただければと思います。

これについて、ご意見はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 では、29ページは、そのような形でご検討いただきたいと思います。

30ページは、具体的にどのような事業者を指すのかというご質問ですが、お願いします。

○事務局(川西調整担当係長) 一応、国から示されている案としましては、海藻の加工業とか、小麦粉の製造業のような1次製品の加工業等が新たに届け出の対象業種として示されております。こういった部分はこれまで把握しておりませんでしたので、こういった事業者を含めて把握を強化しようという内容としております。

○池田会長 そういう意味では、食品関連事業者は、括弧をして例を入れておくとわかりやすいかもしれないと思いました。

ほかはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは次に、基本施策2をお願いいたします。

○事務局(川西調整担当係長) 34ページの基本施策2のHACCPによる衛生管理の推進の(1)と(2)に係る部分でございます。

HACCPの制度化とさっぽろHACCPの関係が今後どのようなようになっていくかが不明確である。制度化が進むことによって位置づけが明確になると思うが、さっぽろHACCP自体、もっと積極的な取り組み姿勢をあらわすべきではないかと考えますというご意見をいただいております。

○池田会長 これについて、ご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 なければ、事務局から回答をお願いいたします。

○事務局(伊東食の安全推進課長) HACCPにつきましては、今回、食品衛生法改正で、制度化、HACCPに沿った衛生管理というものが出てきますが、今後、具体的なものがより明確になりますので、そこをしっかりと見きわめながら、さっぽろHACCPの制度との重複を避けるということと、かつ、さっぽろHACCPについては継続し、法には定めていない部分での役割を見きわめてやってまいりたいと思っています。今、国の動きの最終系が見えないもので、具体的に書き切れていないとご理解いただければと思います。

○池田会長 さっぽろHACCPとしても、今後、ますます推進していきたいという意向でございますので、これについては、多分、ここにもう少し積極的に盛り込まれていくのではないかと考えております。

それでは、基本施策4の意見、質問をお願いいたします。

○事務局(川西調整担当係長) 41ページから43ページまでの内容でございます。

まず、41ページの学習する機会の提供の中の市民向け出前講座、もしくは、消費生活講座の実施に係る部分でございます。

こちらは、47ページに表示の普及啓発を掲載させていただいておりますが、そちらと重複しているように感じるということです。

また、講座自体、こういった実践的な講座を開設して、受講料無料のものをしてはどうかというご提案をいただいているものが一つでございます。

43ページにつきましては、食の安全・安心推進モニターの関係でございます。モニター制度の改善ということで、もっと情報を無料で学べる機会を作る、モニターになることで何かしらの特典ができるような事業体系に組みかえてはどうかというご提案をいただいているものでございます。

○池田会長 これに対して、まず、事務局からご回答をお願いできればと思います。

○事務局（川西調整担当係長） まず、それぞれの充実の部分でございますが、実際の事業展開の際には、いただいたご意見を生かして、例えば、モニター事業につきましても、モニターになることのメリットをより創出できるような事業体系にさせていただければと思っておりますが、こちらの計画の段階では、今ぐらゐの書きぶりで掲載させていただければと考えております。

また、内容が重複していると感じる部分でございますが、こちらについては、重複している項目があれば、再掲であれば再掲と明記する形で対応したいと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

ここでの具体的な指摘でございますが、この推進計画の中で方向性を示して、具体的な対応としては、こういうことももちろん意見を伺ってやっていきたいという意向でございました。

これに対して、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 ありがとうございます。

それでは、Ⅱの基本施策1をお願いいたします。

○事務局（川西調整担当係長） 47ページに表示の普及啓発の部分でございます。

前計画では、家庭向け表示の見方のミニポスターを作成・配布しという文言を掲載しておりましたが、本案では記載されていないので、その理由を教えてくださいというご質問をいただいております。

○池田会長 それでは、事務局から回答をお願いいたします。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 前計画では、市民向け講座の中に家庭向け表示の見方のミニポスターという具体を書かせていただいたのですが、現計画では、資料2の46ページのちょうど真ん中あたりの（6）の1行目に、食中毒予防方法や食品表示の見方など、家庭で活用できるパンフレット等の啓発物をということで、表示に特化せず、表示も含めて広く食品の安全についてお伝えするパンフレットをつくる。そして、それをどのよ

うな手段で普及するかというと、子どもを通じて家庭に届けさせるという組みかえをさせていただいたところがございますので、ご理解いただければと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

表示についてのミニポスターから食品衛生の安全に関するパンフレットを配布したいという意向でございます。

この件については、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 最後に、指標の設定というところで、51ページの説明をお願いいたします。

○事務局(川西調整担当係長) 51ページに指標の案を掲示させていただいております。この中で、大規模食中毒と死亡者は現状ゼロなので、もっと高い目標にすべきではないかというところ。あとは、知識があると思う市民の割合の目標値の80%と、柱のⅡの食のイメージに安全・安心と回答する割合も同じく80%とありますので、そのための目玉になる施策をこの計画の中で示す必要があると考えますというご意見をいただいております。

○池田会長 これについては、当然、施策とある程度対応していると思いますが、それを示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(伊東食の安全推進課長) ご指摘の前段の食中毒の死亡者数ゼロにつきましては、先ほど川西から51ページのご説明を申し上げたときに、現状値でゼロ人となっておりますが、これは現計画の5年間の中で1人ございましたと訂正させていただいたところでございます。やはり、私どもは、食中毒による痛ましい事故、死亡者を減らすことが最大のミッションと考えておりますので、そういう意味でゼロ人という設定をさせていただいているところでございます。

あわせまして、ご指摘の下から3行目のイメージに安全・安心と回答する市民の割合を80%以上にするのであれば、目玉を何か打って出てはどうだろうかというご意見ですが、ありがとうございます。私どもとしては、食のイメージを上げるためにも、先ほど来申し上げた情報提供をわかりやすくして、できるだけ市民に届く、リーチすることが大事であり、また、いろいろなイベントなどを通じて、いろいろな情報発信、情報共有、いろいろなツールを使って、総合的に皆様方の食の安全、安心のイメージを持ち上げていきたい、いろいろな施策を展開することで積み上げていきたいと考えているところでございます。

○池田会長 80%と掲げている二つの項目については、かなり大変かなという気がいたします。四、五十%までは行くと思うのですが、80%はかなり高い設定値なので、頑張ってもらっていただければと思います。

ほかに質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 では、私から、今回、第2次の推進計画ということでございまして、目次を見ますと、推進計画の策定はいいのですが、次に基本理念が来て、その後で前計画の取り組みと評価、課題という形になっております。1次ですと、ばんと基本方針を掲げてもし

いかと思うのですが、2次ですので、やはり1次があつての2次ということで、まず、施策の策定の次に、前の計画の取り組みと評価を一度振り返ってから、だからこの基本理念と都市像があるのだという形のほうが読んでいてわかりやすいのではないかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。そのような組み方は可能でしょうか。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 今、会長からご意見をいただきましたところでは、今回、皆さんにお示しした資料2の目次ですと、確かに今回は第2次でございますので、この計画の位置づけを言った上で、では、前の計画はどうだったのかを振り返る、その上で、前計画の後に社会情勢の変化があり、どんな課題が浮き彫りになってきたのかという全体を踏まえてから基本理念とか目指すべき都市像を示し、そして、そこにぶら下がる施策をとというご意見だと思います。委員の皆様方がそうだねということであれば、そういうストーリー展開のほうがより伝わりやすいと思いますので、その辺の対応は可能かと思えます。

○池田会長 委員の皆様はいかがでしょう。

○大宮委員 賛成です。

○池田会長 反対の方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、お手数ですが、そのように変えていただくとありがたいと思います。

○事務局（伊東食の安全推進課長） わかりました。そうしましたら、章の組みかえとともに、その章にふさわしいタイトル名もまた再検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田会長 なければ、その他、事務局から次期計画策定の今後の進行方法についてご説明いただければと思います。

○事務局（川西調整担当係長） 皆様、長い時間、ありがとうございます。

引き続き、進行方法について説明させていただきます。

本日、皆様にいただきましたご意見を反映した修正案を作成しまして、次回の会議でお示しさせていただきたいと考えております。

また、本日の私たちの説明、もしくは、ほかの委員の説明等を受けて、新たに意見等が出る場合もあるかと思えます。その場合には、次回会議の案内までに修正案に係る意見照会をする予定としておりますので、その際に、再度意見を送付いただきますようお願いいたします。

なお、答申については、今年度は委員改正の年度でございますので、改選前である6月下旬ごろを目標としております。よろしく願いしたいと思います。

○池田会長 今後、素案に対する意見等を反映した修正案を作成するということと、6月下旬までに答申案の取りまとめをお願いしたいということですので、委員の皆様には、お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。

各委員の方から何かございましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 なければ、これもちまして、本日の議事は終了させていただきます。
若干延びましたが、円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

3. 閉 会

○事務局（伊東食の安全推進課長） 皆様、長時間にわたり、大変ありがとうございました。

本日は、活発なご議論をいただきまして、予定時刻を超えてしまいましたが、本当にありがとうございました。

最後に、事務連絡でございます。

今年度は、計画策定の年度でございます。また、委員改選の年度でもございますので、例年よりも会議の間隔が短くなっております。ご多忙の折、お手数をおかけいたしますが、今後開催予定の会議につきましても引き続きご出席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、次回の会議につきましては、6月末の開催予定としております。それまでに皆様方のご意見も踏まえて次期推進計画の答申案を取りまとめる予定としておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。

以 上